

議第74号

呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和2年呉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか，指定児童発達支援事業所において，日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を，日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理，<u>喀痰吸引</u>その他<u>厚生労働大臣</u>が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師，助産師，看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を，それぞれ置かなければならない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合には，看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3～8 略</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか，指定児童発達支援事業所において，日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を，日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理，<u>喀痰吸引</u>その他<u>こども家庭庁長官</u>が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師，助産師，看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を，それぞれ置かなければならない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合には，看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3～8 略</p>

付 則

この条例は，公布の日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，所要の規定の整理をするため，この条例案を提出する。